

岐阜県公報

第三千二百三十三号
平成三十一年二月十五日

(金曜日)

目次

告示

平成三十一年第一回岐阜県議会定例会の招集	(財政課)	六七
医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	六七
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	六八
指定医療機関の廃止の届出	(同)	六八
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	六八
指定介護機関の所在地の変更の届出	(同)	六九
指定介護機関の廃止の届出	(同)	七〇
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	七〇
道路の供用開始	(道路維持課)	七〇
保安林に指定する予定	(揖斐農林事務所)	七二
各務原都市計画の変更案の縦覧	(都市政策課)	七二

告示

岐阜県告示第五十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百零二条第二項の規定により、平成三十一年二月二十六日に平成三十一年第一回岐阜県議会定例会を岐阜県議会議事堂に招集する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

名	称	所	在	地	指	定	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

うすら調剤薬局恵那店	恵那市大井町二七二五五	平成三〇・一一・一
アイン薬局 大垣南店	大垣市南若森町二五二二二	同
アイン薬局 那加店	各務原市那加西市場町七二八八三	同
アイン薬局 美濃店	美濃市中央四三一六	同
セキアイクリニツク	関市倉知五一六	同
スギ薬局 蘇原店	各務原市蘇原花園町四一〇一	平成三〇・一二・一
クスリのアオキ鶴沼東薬局	各務原市鶴沼東町一一二二一	同
大垣三宅眼科	大垣市大井二四五	平成三一・一・一
アクア薬局北方店	本巣郡北方町柱本一一〇〇	同
クスリのアオキ大井薬局	大垣市大井二四七一	同

岐阜県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社フロンティアの介護	名古屋市中区泉一	訪問看護ステーションいわむら	恵那市岩村町七三	平成三〇・一一・一

岐阜県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
セキアイクリニツク	関市倉知字砂田三三四八四	平成三〇・一・一一
うすら調剤薬局恵那店	恵那市大井町三八一一二	平成三〇・一〇・三一
アイン薬局 大垣南店	大垣市南若森町二五二二二	同
アイン薬局 那加店	各務原市那加西市場町七二八八三	同
アイン薬局 美濃店	美濃市中央四三一六	同
K 薬 局	下呂市森二五六七四	平成三〇・一二・三一
太平調剤薬局 泉乃店	多治見市小泉町八一二九一	同

岐阜県告示第五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五

十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

有限会社 井桁屋薬局

下呂市金山町金山二〇五二

介護予防
居宅療養
管理指導

井桁屋あさひ薬局

下呂市金山町金山九一九五

平成三〇・一二・一

岐阜県告示第五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。
平成三十一年二月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変 更 年 月 日

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一

訪問入浴
介護

アサヒサンクリーン在宅介護センター恵那

新 恵那市長島町正家
旧 恵那市長島町中野
八二五

平成三一・一・一

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一

介護予防
訪問入浴
介護

アサヒサンクリーン在宅介護センター恵那

新 恵那市長島町正家
旧 恵那市長島町中野
八二五

平成三一・一・一

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通十丁目八番地の一

訪問介護

アサヒサンクリーン在宅介護センター恵那

新 恵那市長島町正家
旧 恵那市長島町中野
八二五

平成三一・一・一

アサヒサンクリーン株式会社

静岡県静岡市葵区本通
十丁目八番地の一

介護予防
訪問介護

アサヒサンクリーン在宅介
護センター恵那

新 恵那市長島町正家
一―一七―一
旧 恵那市長島町中野
八二五―一

平成三一・一・一

岐阜県告示第五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

医療法人光秀会

養老郡養老町大跡番戸五三四番地

訪問看護

訪問看護ステーションかが

養老郡養老町大跡七七

平成三一・一・四

医療法人光秀会

養老郡養老町大跡番戸五三四番地

介護予防訪問看護

訪問看護ステーションかが

養老郡養老町大跡七七

同

岐阜県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成三十一年二月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

指月日定

平成 三二・一・一

平成 三二・一・一

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
二百五十 六号		郡上市八幡町旭字堀越一〇一 二番一 地先 地内		二〇〇・八	平成 三・二・一五	平成 二九・三・三

岐阜県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一般 国道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
二百五十 六号		郡上市八幡町旭字堀越一〇一 二番一 地先 地内		一五九・七	平成 三・二・一五	平成 二九・一・一〇

岐阜県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十一年二月十五日
岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
和良 山倉 線		郡上市和良町土京字橋詰一八 九番四 地先 地内		九四・九	平成 三・二・一五	平成 二六・三・一

岐阜県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月十五日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路 種類	路線 名	区 間	延 長 メ ー ト ル	供 用 開 始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
白鹿 山倉 線		郡上市和良町宮代字歩岐二〇 五番三 地先 地内		八七・七	平成 三・二・一五	平成 二六・三・二

岐阜県告示第六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
揖斐郡揖斐川町東津汲字下山一六八五
 - 二 指定の目的
落石の危険の防止
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - 2 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県揖斐農林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
各務原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
都市計画図書において表示する区域
- 三 都市計画案の縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課
- 四 縦覧期間
平成三十一年二月十五日から
同 年三月一日まで
- 五 注意事項
意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。
また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成三十一年二月十五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社